

○山井委員 三十五分間、質問をさせていただきます。

きょうは、年金の集中審議ということで、私も、たくさん資料もつくってまいりましたし、十問以上質問通告をさせていただいております。ただ、ちょっと労働問題について、けさの理事会で、けさから何人かの、岡本議員、柚木議員、初鹿議員等々、指摘されている問題もありますので、少し労働問題も冒頭に質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、先週の質問の続きであります。先週金曜日の質問で、まさか、与党に対して修正案を出して、中小企業の百時間上限に関して骨抜きにするような、そういう修正案を出して、党内了承を得ようとするんじゃないでしょうねということ強く言わせていただきました。しかし、残念ながら、聞くところによりますと、自民党に対してそういう修正案を出して、早ければあしたにでも党内了承をしようとしていると。

私は、この百時間上限を緩めるというのはとんでもないことだというふうに思います。また、前回指摘させていただきましたように、労働安全衛生法に労働時間把握についての規定を設ける、厚生労働省令で定める方法により労働者の労働時間の状況を把握しなければならない、もちろんこれは重要なことでもありますけれども、残念ながら、罰則がないということも明示されております。

それで、中小企業への配慮について、こういうふうな修正案を提示したのではないかとされているんですね。附則として、行政官庁は当分の間、中小事業主に対して新労基法第三十六条第九項の助言及び指導を行うに当たっては、中小企業における労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態その他の事情を踏まえて行うよう配慮するものとする。

これは本当に曖昧でわかりにくいんですけれども、残念ながら、これは、中小企業に関しては上限規制の指導を骨抜きにする、そういう内容だというふうに私は理解します。大企業の労働者の方の命も中小企業の労働者の方の命も違うはずはありません。こういう差別的な取扱いはやめていただきたい。百時間以上、過労死ライン働いて、大企業の人は倒れてしまうけれども、中小企業の人は倒れない、過労死しないなんてことはあり得ないんです。

そこで、加藤大臣、こういう中小企業と大企業に対して上限規制の指導の取扱いを差をつけるような、働く人たちの命に差をつけるような、そういう法案修正は絶対しないということを、この場でお約束いただきたいと思っております。

○加藤国務大臣 今、与党の方で働き方改革法案について御議論をいただいております。

そういう中で、今御指摘もありました、中小企業に対する、これはいろいろな御懸念等々もありまして、それを踏まえた今議論がなされているということでございますので、それらを踏まえて、ただ、前も申し上げましたけれども、基本的な規定のスキームを除外するというのでは全くないわけでありまして、その中において、さまざまな御懸念等に対してどう対応していくのか、こうした議論も踏まえながら、最終的には法案をつくっていきたく思っております。

○山井委員 私たちは、とにかく、高度プロフェッショナルはスーパー裁量労働制で、この法案が強行採決されたら本当に人の命が奪われるということで、何としても阻止したいと考えております。おまけに、今おっしゃったように、中小企業に対しては指導を緩くする、もうとんでもない話であります。ぜひともやめていただきたいということ強く申し上げたいと思っております。

それで、先ほど、柚木議員、岡本議員、初鹿議員からも話がありました。けさの理事会で、この黒塗りの資料が出てまいりました。皆さんにお配りできなくて済みません。というのは、理事会で出てきたところなので、まだ配付が間に合っておりません。しかし、これは何の資料かといいますと、野村不動産、史上初めて特別指導というものを、十二月二十五日に特別指導を加藤大臣は史上初めて行いました。そして、そのときの資料が三つ出てきたわけですね。

ところが、私たちの謎は、二十五日に初めて特別指導という名の指導が行われた、しかし、十二月二十六日にはこの野村不動産で過労死の労災認定がおりているんです。

それで、そもそも裁量労働制への移行によって、過労死の労災申請が昨年の春から出ております。そして、この労災申請に関して、二〇一六年の九月に男性社員が過労死をされておられます、二〇一六年九月。それで、二〇一七年、昨年の春に労災申請をされた。そして、労災認定がおりたのが昨年十二月の二十六日。そして、十二月二十五日に特別指導が行われた。

ここで、皆さん、考えていただきたいんですけども、これはもしかしたら、労災申請が昨年の春に出たから調査に入ったんじゃないの、それで、過労死で労災認定が十二月の二十六日におりるから、十二月二十五日に特別指導をしたんじゃないのというふうに考えるのが普通ではないかと私は思います。

実際、朝日新聞の報道によりますと、朝日新聞の報道で初めてこれが、過労死が発覚したわけですけども、その朝日新聞の取材に対して、三月五日、野村不動産は、当社社員が亡くなられたことは事実であり、労災認定がおりたことはお聞きしておりますとコメントをしております。つまり、もう過労死が起こったということは野村不動産が認めているわけであります。

そこで問題になるのは、加藤大臣はこの過労死のことをいつから御存じだったのか。これだけ、裁量労働制で過労死がふえるという、予算委員会やいろいろなところで議論しているときに、このことは国民は知らされなかったんですね。はっきり言って、新聞報道されていなかったら、今も私たちは知らないかもしれない。裁量労働制によって過労死が起こっている。

それで、では、ここに出てきている資料ですよ。特別指導の前、三回、十一月十七日、十一月二十二日、十二月二十二日、三回、加藤大臣は報告を受けています。そのときに過労死の案件も一緒に報告を受けていたのではないかとということで、きょう理事会に資料が出てきたら、順番に言います、まず、野村不動産における企画業務型裁量労働制の運用状況に関する、黒塗り、と今後の対応について。まずタイトルから黒塗りです、タイトルから黒塗り、これが十一月十七日。

二ページ目。二ページ目は、これが十一月二十二日、最初の報告の二回目ですね。野村不動産の今後について。これも黒塗りです、タイトルが。これがまた不思議なのが、経緯も黒塗りなんです。史上初の特別指導をしたのに、経緯も黒塗り、調査結果も黒塗り。

それで、次のページを見ていただきたいんですけども、野村不動産における企画業務型裁量労働制の状況と今後の対応について。何人違反をしていたか、そこの黒塗りはわかります。しかし、現在把握している状況の一がこれですけども、現在把握している状況の二ページ目、真っ黒なんです。何を隠しているんですか。何を隠しているんですか、これは真っ黒。現在把握している状況、何を隠しているんですか。

それで、最後の十二月二十二日のときには、これもおかしいと思いませんか。野村不動産に対する何とかの今後の対応についてで、これまでの経緯が真っ黒。本当にこれは森友問題と似ているんじゃないかとすら思いますよ。なぜ経緯が真っ黒なんです。特別指導という史上初の重大な指導をやる経緯が、何でこれは真っ黒なんです。

そして、その次の最後のページ、これも黒が多いですよ。本社トップへの指導、公表をするけれども、理由の1も黒塗り、メーンの理由は黒塗り、そして、しかしながら、企業全体で不適正な運用が行われており、全国的な遵法状況を考慮し、局長による特別指導、公表を行うと。おまけに、この下の認められた問題点、裁量労働制、裁量労働制、三つ目の、認められた問題点も黒塗り。

これは加藤大臣にお伺いしたいと思いますが、この中に、過労死、労災申請、労災認定という言葉は入っているんですか、入っていないんですか。

○加藤国務大臣 これは、委員とはちょっと考え方が違うというか、姿勢、スタンスが違うので、なかなか議論がかみ合わなくて申しわけなく思うのでありますけれども、そもそも過労死事案ということについては、申請とかあるいは決定等については、私どもとして、これについて説明をしたり回答はしない、ただし、御遺族等がみずからあるいは代理人を立てて公表される場合においては、それはもう既知の事実となるわけでありますから、その範囲内においては対応させていただく、これは終始一貫した対応であります。

そして、先ほど山井委員が、会社が言ったからいいじゃないかという、そんなお話もありました。一般論として申し上げますけれども、会社というのは、個人の代弁者には私はなり得ないのではないかとこのように思います。

○山井委員 答えていない。書いてあるんですか、書いてないんですかということをお答えくださいよ。

○加藤国務大臣 ですから、そういったスタンスでありますから、それを前提としたことに対してはお答えは差し控えさせていただきたいと思います。

○山井委員 答えられないと。でも、裁量労働制で過労死が出ているかどうかというのは非常に重要ですし、過労死がもう出ていることは野村不動産も認めて、報道もされていて、国民も知っています。問題は、加藤大臣がいつ知っていたのか、それが非常に重要なんですね。

それで、これは異例の特別指導で、企業名は公表はされているわけですよ、企業名は公表されている。特別指導という名前を使った指導は今回が初めてです。もちろん、前回、電通はありましたけれども、このときは特別指導という名前は使っていません。史上初の企業名公表です。

これは、最初の報告を十一月十七日に受けられたときに、加藤大臣は特別指導に関して、加藤大臣が言い出されたんですか、それとも、事務方から特別指導をしようとおっしゃったんですか。特別指導を言い出したのはどっちですか。

○加藤国務大臣 まさに今お配りをさせていただいた、報告として上がってきたということ、三回報告をいただいた、その資料が、今、これはマスキングだらけだという御批判はいただいていますけれども、これだということでもありますから、あくまでも私はそういった形での報告を聞いた、こういうことでもあります。

○山井委員 特別指導、その理由です。この公表資料の、十二月二十六日にマスコミに公表された指導によると、多くの労働者が違法に裁量労働制になっていたからということなんです、加藤大臣、過労死や労災申請、労災認定は、特別指導をした理由の中に入っているんですか、入っていないんですか。

○加藤国務大臣 ですから、もともと労災に関しては、先ほど申し上げた状況でない限りはお答えできない、これはもう再三再四申し上げているわけありますので、それを前提に、私どもとして対応できるものはしっかりお答えをさせていただきたいと思います。

○山井委員 いや、これはやはり、過労死や労災申請、労災認定が入っているんじゃないかというふうな私は気がするんです。ただ、まあ、もちろんわかりません。

さらに、この調査のきっかけ、これも非常に重要です。過労死の労災申請があってから調査をしたのか、それは聞いていないけれども自主的に調査に入ったのか。もし自主的じゃなかったら、人が死なないとこの違法は発覚しなかったということになりますからね。これは非常に重要です。

特別指導という史上初の大きな指導を行った、そのきっかけが過労死だったのか過労死でなかったのか、これは私は、国民は知る権利があると思いますよ。この特別指導に至る調査のきっかけは労災申請、過労死だったのか、それとは無関係だったのか、どっちですか。

○加藤国務大臣 今の議論、二つあると思います。

一つは、先ほど申し上げている過労死の関係についての私どものスタンス、それから、こうした、これはベースとしては監督指導なんです、監督指導が個々についてどういう事案で入ったか、これは絶対に明かすことはできないと思います。それをやり始めると、それは今後の監督指導に大きな影響を与えることになるということでございます。

○山井委員 いや、皆さんおっしゃっているじゃないですか。ふだんはそうかもしれない。でも、史上初の特別指導で、企業名まで公表しているんですよ。そこまでやるのであれば、何がきっかけだったのかということをお表す必要が、私はしてもいいんじゃないかと思えますし、何よりも、企業名を公表しながら重大な過労死の事実だけを公表しなかったということは、私は非常にバランスを欠くと思うんです。もしかしたら、裁量労働制の拡大を安倍総理が言っているから、過労死が起こったということをお表すと安倍総理の方針に反するからそれを公表しなかったんじゃないかという、うがった見方も私は成り立つのではないかと思うんです。

これは、もう既に過労死が起こったということをお野村不動産が認めているわけですよ、この特別指導というものを初めてされたわけですから、これは通常の判断じゃないんです。

ぜひとも、ここで私、お願いしたいんですけれども、過労死、労災、そして労災認定、労災申請、その部分に関しては個人の特定には全くつながりませんから、既にわかっていることですから、この黒塗りの中から、過労死、

労災申請、労災認定、そのような言葉だけでもきっちりと白抜きにしていきたい。さらに、それぞれの部分がどういう理由で黒塗りになっているのかということ、一つ一つ、これは理事会で説明をしていただきたい。そして、どうしてもそれができない場合には、どういう法令に反するからそれができないのかということも書面で出していきたい。

順番に言います。

過労死、労災認定、労災申請の言葉は、ここから白抜きにしていきたい、黒塗りを外していただきたい。

そして、かつ、それぞれのブロックは、個人情報なのか、企業の競争力なのか、今後の指導なのか、どういう理由で黒塗りなのか。はっきり言って黒塗りが多過ぎます。余りにも多過ぎます。それについて書面で、それぞれについて、ここはどういう理由というのを書いて理事会に提出していきたい。

それと、最後は、それができない場合には、どういう法令に反するからそれができないのかということも書面でしっかりと出していきたい。

このことを委員長に求めたいと思います。委員長、お願いします。

○高島委員長 後刻、理事会で協議いたします。

○山井委員 この問題は、非常に重大な問題だと思います。やはり、過労死の問題が起こっているにもかかわらず、おまけに、二月の高橋千鶴子議員、あるいは西村智奈美議員への加藤大臣の答弁では、裁量労働制は長時間労働になって問題じゃないかというときに、野村不動産はしっかり指導していますという趣旨で答弁をされています。だから、私たちは、ああ、厚生労働省も頑張っているのかなど、はっきり言って思いました。しかし、過労死がきっかけでこの指導をやったのであったら、全然これはしっかり指導じゃないんですよ。人が死なないと入らないということですから。

おまけに、これが労災申請をされたのは今年の春ですよ。それから労災認定がおきて、ここが特別指導を受けるまで、一年三カ月かかっているんです。過労死が、行ってから違法が発覚するまで、認定されるまで一年三カ月、その間、違法状態が放置されているんです。(発言する者あり)

人が死んでいるという話をしているんですよ。(発言する者あり)

○高島委員長 静粛に願います。

質問を続けてください。

○山井委員 いや、人の命の問題なんですよ、これは。裁量労働制を拡大しようとしていたんでしょう。その拡大しようとしていたことで人が死んでいるって、大問題じゃないですか。そのことを言っているんですよ。

おまけに、これから、その裁量労働制より、もっと過労死のリスクの高い高度プロフェッショナルを導入するんでしょう。これ、人が死にますよ、残念ながら。厚生労働委員会で審議する法案で人の命を奪っていいのかという、これは根源的な話をしているんですからね。こういう調子でいったら、今後、万が一、高プロが導入されたって、高プロで過労死されたことも一切公開されず、そして、本当にどんどんどん多くの方が苦しんでいくことになります。

本題は年金ですので、年金に入らせていただきます。このことは、引き続き議論をさせていただきたいと思います。なぜ特別指導をしたのか、そして、そのときに企業名だけ公表して、なぜ過労死のことをいまだに隠し続けているのか、全く私は納得はできません。森友と同じように、裁量労働制の拡大を願う安倍総理にそんなくした結果、特別指導といういい格好だけして、過労死という大変な部分を隠したのではないかと、こういう疑念が持たれても私は仕方ないんじゃないかと思います。

それでは、年金のこと、この配付資料を見てください。

これは適、適、適、適と、自主点検結果報告書、これは適、適となったわけですがけれども、実際、スキャナーで読み取りとかがあったわけですね。

加藤大臣、適、適となっていたこれは、このとおり正しかったんですか、このSAY企画について。

○加藤国務大臣 これはこちらから出した資料ということなので、このとおりだと思いますが、これ一個一個について、ちょっと私、答弁できませんので、機構等から必要があれば御説明させていただきます。

○山井委員 加藤大臣、例えば履行場所、機構に事前に通知した場所で業務を行っている、変更なし。しかし、中

国に再委託していたんでしょ。この一つをとっても、この適、適、適というのは間違っていたんじゃないんですか。

○加藤国務大臣 ですから、一つ一つについてということであれば、やはり機構からお聞きをいただく、御説明をさせていただくのが適しているんだろうというふうに思います。

○山井委員 私は、そういう態度が今回の問題を生んでいると言うんですよ。監督責任は加藤大臣にあるんですよ。中国でやっていたら、これに違反しているに決まっているじゃないですか。全て適じゃなかったんでしょ、スキャナーでやっていたんでしょ。そのことぐらい、適じゃなかったと答えなくてどうするんですか。機構に聞くまでもないでしょう。機構の上にいるのが加藤大臣じゃないですか。

では次、中国に委託している問題について、この委託先に関する調査結果というのが出ました。株式会社SAY企画の再委託先事業者に係る調査結果報告書、民間の調査会社の力をかりて、これをされたんだと思います。

これで中国にマイナンバーとかが流れていないか、そういう調査結果だったわけですけども、加藤大臣、これは通告もしておりますけれども、この中で、中国の業者からのヒアリングで本当に振り仮名と氏名しか入力していないということは、この報告書で、この報告書の調査結果の中で、中国の業者にヒアリングして、氏名と振り仮名しか入っていなかったということは、この調査報告書の中で、かつ、ヒアリングをしてその結果がわかったということになっているんですか。

○加藤国務大臣 ちょっと質問の趣旨が、十分に私が理解して……（山井委員「通告したやつに答えてもらったら結構です」と呼ぶ）いやいや、ですから、通告じゃなくて、ここは質疑の場ですから、質問に対してお答えをさせていただくというのが本旨だと思いますので。

そういった意味で、これは機構が委託をした日本IBM株式会社が再委託先等について調査した結果としてまとめられたということでありまして、その中の調査結論として今委員がお読みになったものが記載されている、こういうふうに承知をしております。

○山井委員 質問通告もしていますが、これを読んだんですけども、ヒアリングして振り仮名と氏名しか入っていないということは、この調査結果には入っていないんですよ。それで質問通告しました。

中国の業者への聞き取りで、振り仮名と氏名しか入っていないということは明らかになったんですか。

○加藤国務大臣 ですから、委員の御質問をちょっと私が取り違えたら申しわけないんですが、というふうに、ここに書いてあるのではないんですか。

○山井委員 いや、これは配付資料にも書いてありますけれども、そうおっしゃるので言わせてもらいますね。

確かに、これは配付資料の六ページにありますように、この調査報告書、結論として、振り仮名と氏名のみであったと書いてあるんですよ。ところが、その根拠はないんですよ。その根拠は何も書いてないんですよ、結論しか書いてないんですよ。だから質問通告で、根拠が報告書に全く書いてないから、ヒアリングか何かをされたんですかと質問通告したんですよ。

○加藤国務大臣 一つ一つ、これは機構が委託をしているわけでありまして、もし必要があれば、機構がこの調査委託会社にお聞きになるということなんだろうと思います。

○山井委員 これは大事なところですよ。

ということは、加藤大臣は、この報告書も見えていないし、この報告書の中で、振り仮名と氏名しか渡っていなかったということに関する根拠は、私は質問通告もしましたけれども、確認されていないということによろしいですか。

○加藤国務大臣 まさに、こういう調査報告書が来ている、その中にこういう記載がある、そういうことは私は聞いているところでございます。

○山井委員 そうしたら、今言ったように、この報告書には、振り仮名と氏名しか送られていないという根拠が入っていません。結論しか書いてありません。ぜひ、その根拠を理事会に提出していただきたいと思います。委員長、お願いします。

○高鳥委員長 後刻、理事会で協議いたします。

○山井委員 いや、今、質問通告して質問までしたけれども、答えてくださらないから言ったんですよ。私は、き

っちりヒアリングをされたんですかということを通告していますので。

それで、これには、この資料はあるけれども、振り仮名と氏名しか入っていないという調査結果は、ここにはデータも資料も入っていません。

それで、じゃ、これ、振り仮名や氏名しか入っていないということは、S A Y企画にインタビューして確認をされたのではないかということで、このS A Y企画の方ですね、S A Y企画の調査によると、こちらです、きょうの配付資料に入っておりますけれども、十九ページ、一月の十日と十二日のヒアリングで、ここでS A Y企画は、振り仮名と氏名しか送っていませんと言っているんです。

しかし、この中で、これも通告しておりますが、通告どおりに言います。ですから、加藤大臣、昨年十月から十二月、昨年十月から十二月についても振り仮名と氏名だけしかS A Y企画が中国の業者に送付していないことを確認していますか。教えてください。

○加藤国務大臣 済みません、ちょっと詳細な話なので……（山井委員「いやいや、質問通告をペーパーでしていますから」と呼ぶ）いやいや、通告を受けても、詳細に私が全部知っているわけではございませんから、必要ならば機構等から説明をさせていただき、その方がもっと前に進むのではないかというふうに思います。

その上で、御質問でございますから、ここでおっしゃっている昨年十月から十二月についてというのは、まさにこれは委託をされていた、本来、S A Y企画に委託をし、そしてそれが再委託をされていたということで、それを対象に、今回、I B M等が調査をされたというふうに私は認識しております。

○山井委員 いや、私が事務方から聞いたのでは、一月はそうだったけれども、十月から十二月は確認できておりませんとおっしゃっていました。

これはわざわざ質問通告をしているんですから、ちゃんとそこは正式な答弁をしていただきたいと思ひますし、せっかくペーパーで質問通告をしてもきっちり答えないのであれば、これも、やりたくはないけれども、しょうがないですけれども、理事会に報告してください。この十月から十二月、振り仮名と氏名だけしかS A Y企画が中国の業者に送付していないことを確認しているのか、これについても、ぜひ理事会で報告をお願いしたいと思います、委員長。

○高鳥委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○高鳥委員長 速記を起こしてください。

加藤厚生労働大臣。

○加藤国務大臣 済みません、私自身の受けとめは、この十月—十二月という御趣旨は、今回の、S A Y企画に機構が委託をし、それをS A Y企画が中国の企業に再委託をした、これについてどうなのかということなので、それについてはI B Mからこうした結論が得ている、こういう認識のもとで対応していたわけでありましたが、委員の御指摘が、ちょっとそこをもう少し、例えば、十から十二月というのと、何か対比をしたところを言っていただければ、その対比の中においてお答えするのは可能なのかなと思ひますけれども。

○山井委員 わかりました。

だから、一月は中国には名前と振り仮名しか行っていないということをS A Y企画は言っているんです。問題は、十月から作業をしていますから、十、十一、十二は、名前と振り仮名は中国に行っていたんですか、行っていないんですか。そのことをお答えください。

○加藤国務大臣 それは、もう一回確認しなきゃなりませんが、今、S A Y企画が言っておられるというお話なので、私は、S A Y企画は、一月分だけとか十から十二分だけとか、切り分けて話をしているというふうには聞いていないんですけれども。

○山井委員 そこは大事な部分で、私たちは、事務方からは、十、十一、十二月はわかりませんと聞いておりますので、済みませんけれども、これも答弁を整理して理事会に報告してください、どっちが正しいのか。これは非常に重要なことなので、よろしく申し上げます、委員長。

○高鳥委員長 後ほど理事会で協議いたします。

○山井委員 それで、加藤大臣、もしかしたら気を悪くされているかもしれないんですけれども、私は、申しわけ

ないけれども、年金機構に任せっ放しじゃだめなんですよ。二〇〇九年、年金機構ができたときは、長妻厚労大臣、山井政務官、この開所式にも私たちは行ったんですよ。それで、めちゃくちゃ厚生労働省から日本年金機構に関して、こうしてくれ、ああしてくれと、おせっかいなぐらい、はっきり口出ししたんですよ。

今回のことでもわかるように、申しわけないけれども、年金機構に任せきりではやはりだめなんですよ。そういう意味で、年金機構に聞いてくださいということではだめだし、一月十日に中国に再委託しているという契約違反を知ってから、発表されたのは三月二十日。やはり、加藤大臣、厚生労働省は日本年金機構に対するグリップが弱過ぎると言わざるを得ないと思います。

ですから、この問題について、ぜひとも厚生労働省がしっかりとグリップをしてやっていていただきたいと思えますし、今言ったこと、私も、はっきり言って、別に意地悪して細かいことを聞いているんじゃないんですよ。中国に氏名と振り仮名以外が行っていたのかどうかというのは、これは割と大きな問題なんですよ。

それで、私は、この報告書に書いてあると言われたから見たけれども、書いてないんですよ、そのことは、はっきり言って。入っていないんですよ。これは割と……（発言する者あり）そうなんです、結論は書いてあるんですけども、その根拠が書いてないんですよ、この報告書には。おかしいじゃないですか、それ。結論があるけれども理由が書いてない報告書って、おかしいじゃないですか。だから、ここは割と根本問題です。

それで、もう一点だけ言わせていただきますと、今回新たにS A Y企画の次に委託した会社、配付資料にありますように、ニューコンという会社ですけども、ホームページを入れさせていただきました。ここにも書かれておりますように、社長さんから役員から全て中国の方の会社であります。ここも随意契約でやったということですけども、別に私は中国だからよくないという気はありませんけれども、S A Y企画がこれだけうそをついて、そのうそを厚労省や日本年金機構が見抜けなかった以上、このニューコンも本当に大丈夫なのかということをごきっちりチェックしていく必要があると思っております。

以上です。ありがとうございました。